



流山市監査委員告示第12号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和4年11月24日

流山市監査委員

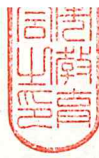
菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一





第4号様式

流教生第231号  
令和4年11月11日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年6月17日付け、流監第40号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年6月17日・流監第40号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
アクティオ株式会社 生涯学習部 生涯学習課	意見	使用許可申請書・減免申請書において、申請内容に変更があった場合の処理が煩雑であった。変更の申請手続きについて、他公共施設でも共有する内容が含まれるため、利用者の理解を得ながら申請書の再提出を求めるなど、一定の手続きにより行えるよう協議されたい。また内部統制の観点からも、施設利用キャンセル料の支払い期日を定める等、手続きのルール化やわかりやすい事務フローを作成するなど処理を明確化されたい。	変更手続きについては、利用者登録の変更届出書を提出してもらおうよう手続きを見直した。 キャンセル料については、利用予定日の同月末日までと期日を定め、利用者にも案内を行うこととした。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。